平成２４年（フ）第３０号
三重県津市阿漕町津興1085番地２、住民票上の住所三重県津市阿漕町津興1191番地
債務者　上田建設工業こと　上田　孝一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３１５号
大阪府門真市沖町９番13号、前住所大阪府門真市舟田町43番17号
債務者　金　　孝男（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５７号
大阪府枚方市三栗１丁目28番53号、前住所京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字釜ノ子29番地315
債務者　中村　任良
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　直貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８７８号
大阪府和泉市鶴山台３丁目８番57―503号、前住所大阪府豊中市北緑丘２丁目８番１―306号
債務者　末長　康明
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津川　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１２号
大阪府吹田市泉町４丁目33番16号
債務者　青木　美保
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多田　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２５号
奈良市東登美ケ丘５丁目７番27号、住民票上の住所奈良市東登美ケ丘１丁目３番７号
債務者　小堀　祐勝
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋上　　聖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９号
広島市安佐北区亀山南４丁目17番25号、住民票上の住所広島市中区堺町１丁目１番５号
債務者　小畑　公邦
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５号
広島市西区天満町13番１―803号
債務者　小畑　　良
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　真司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
大阪府堺市南区茶山台３丁39番７号
債務者　吉田　　了
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　佳弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
神戸市中央区二宮町２丁目６番15号　第二豊田ビル703号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町７丁目10番16―401号
債務者　廣島　匡良
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６８号
高知市春野町平和214番地
債務者　刈谷　　等
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　武嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６３号
埼玉県川越市岸町３丁目17番地１　グリーンパーク川越209号室
債務者　明石　達雄
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　　岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８８６６号
大阪市福島区福島３丁目１番49―402号
債務者　峰　智惠夫
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　貴胤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４０号
大阪市城東区今福東１―４―38　サンモール川上405号、住民票上の住所大阪市鶴見区諸口４丁目７番19号
債務者　喜多興業こと鶴見工業こと　喜多　仁
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８８１号
大阪府吹田市豊津町43番22号
債務者　新島　和子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２１号
大阪府吹田市南金田２丁目19番31号
債務者　小松商事こと　小松南海男
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２２号
大阪府吹田市南金田２丁目19番31号
債務者　小松　弘子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部